

# 第 83 回

## 定時株主総会招集ご通知

---

開催日時 2020年6月24日（水曜日）  
午前10時（開場時間：午前9時30分）

開催場所 横浜市中区花咲町 1-22-2  
ブリーズベイホテル リゾート&スパ 2階「カタリナ」  
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

### 目 次

- ・ 第83回定時株主総会招集ご通知…………… 1  
(添付書類)
- ・ 事業報告…………… 3
- ・ 計算書類…………… 18
- ・ 監査報告…………… 28
- ・ 株主総会参考書類…………… 31  
(ご参考)
- ・ 会社の概要・株主メモ…………… 34

2020年6月8日

株 主 各 位

横浜市中区桜木町一丁目1番地

**花月園観光株式会社**

代表取締役  
社 長 松尾嘉之輔

### 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区花咲町1-22-2  
ブリーズベイホテル リゾート&スパ 2階「カタリナ」  
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役1名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案につき賛否の表示のない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.kagetsuenkanko.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

##### 【株主様へのお願い】

- ・株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方につきましては、ご出席を見合わせることも含め、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、積極的なご利用をお願い申し上げます。

##### 【来場される株主様へのお願い】

- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用をお願い申し上げます。

##### 【弊社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。また、登壇役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

はじめに、当社株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準である時価総額基準に該当し、2019年11月1日をもって上場廃止となりました。上場廃止後の当社株式の取り扱いについては、株主の皆様にご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

さて、当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦等による世界経済の不安定化や、相次ぐ自然災害に加え新型コロナウイルスの感染拡大等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業の主体をおく競輪業界におきましては、総車券売上高は前年をわずかに上回ったものの、インターネット投票売比率の増加やミッドナイト競輪開催場数増加による発売可能場数の減少などから、専用場外車券売場の売上高は減少傾向にあり、当社の経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

当社においては、主力事業所であるサテライト横浜において、2019年4月、サテライト横浜内に同ビル内設置のオートレース横浜及びインターネットコーナーを移設し、移設後のスペースに本社が移転することにより、主力事業所と本社を一体化させ、更なる業務の効率化と情報の共有化を図るとともに、大幅な経費削減を果たしました。また、新たな試みとして、同ビル地下2階にキャッシュレス投票機を設置いたしました。

しかしながら、政府からの新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的としたイベント開催規模縮小の要請を受け、2月27日以降競輪及びオートレースにつき、本場においては無観客開催とし、場外発売所での投票券の発売を実施しないことが決定したことにより、全事業所が休業状態に陥り厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社は顧客サービスの向上に努め増収を図るとともに、一方では、各サテライトの更なる効率的な管理・運営に努め、また、役員報酬カットの継続等による諸経費の削減を行い、利益増加に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、新型コロナウイルスの影響による休業により2月27日以降の売上高が激減し、7億2百万円（前期比12.5%減）、営業利益は2千9百万円（前期比23.6%増）、経常利益2千1百万円（前期比83.7%増）、当期純利益は8百万円（前期は当期純損失1億9千5百万円）となりました。

当期末の配当につきましては、財務状況等を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫びを申しあげますが、見送りとさせていただきますようお願い申し上げます。

事業の概況は次のとおりであります。

各サテライトにおきましては、新型コロナウイルスの影響等による休業や入場人員の減少により苦戦し、サテライト石鳥谷の売上高は3千9百万円（前期比14.6%減）、サテライトかしまの売上高は5千8百万円（前期比12.7%減）、サテライト大和の売上高は、オートレース大和分を含め8百万円（前期比16.3%減）、オートレース横浜分を含めたサテライト横浜の売上高は5億9千4百万円（前期比12.2%減）となりました。

営業部の売上高は、オートレース徳島の開催日数の減少等により減収となり、1百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

### イ. 当事業年度中における設備投資

当事業年度における設備投資の総額は、1千1百万円であります。

その主なものは、サテライト横浜及びオートレース横浜のリニューアルに伴う、投票機器の更新（器具備品6百万円）であります。

### ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、滅失 該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、事業運転資金として、金融機関より、長期借入金として3千万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 80 期<br>2016年度 | 第 81 期<br>2017年度 | 第 82 期<br>2018年度 | 第83期(当期)<br>2019年度 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高                         | 891,280千円        | 844,645千円        | 803,142千円        | 702,723千円          |
| 経 常 利 益                       | 52,066千円         | 13,677千円         | 11,630千円         | 21,360千円           |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△)       | △302,524千円       | 12,366千円         | △195,160千円       | 8,808千円            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△) | △172.12円         | 7.04円            | △111.06円         | 5.01円              |
| 総 資 産                         | 1,178,608千円      | 1,135,733千円      | 1,003,549千円      | 885,983千円          |
| 純 資 産                         | 610,042千円        | 621,710千円        | 421,727千円        | 425,972千円          |
| 1株当たり純資産                      | 347.09円          | 353.79円          | 240.00円          | 242.57円            |

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境は、ファンの高齢化や発売チャネル多様化の影響からも、依然として厳しい状況が続くものと思われま。

このような状況のもと、当社は既存の各施設の複合型場外化とキャッシュレス化を推し進め、会員制場外における会員数の増加と更なる運営の効率化に取り組むとともに、競輪事業で培ったノウハウを活かし、また、関係各団体との連携を更に密にし、他公営競技を含む場外発売施設における、新たな運営受託・アドバイザー業務の獲得に努め増収を図ってまいります。

また当社は、有効な人員配置を引き続き検討するとともに、費用対効果を踏まえた上での経費削減と業務改善に努めてまいります。

今後とも当社は、収益力の向上と経営基盤の安定化に努め、一日も早い復配に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社の主要な事業は、サテライト（競輪専用場外車券売場）の賃貸及び各種公営競技投票券発売所の運営受託であります。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

| 名 称             | 所 在 地         |
|-----------------|---------------|
| 本 社             | 神 奈 川 県 横 浜 市 |
| サ テ ラ イ ト 石 鳥 谷 | 岩 手 県 花 巻 市   |
| サ テ ラ イ ト か し ま | 福 島 県 南 相 馬 市 |
| サ テ ラ イ ト 横 浜   | 神 奈 川 県 横 浜 市 |

(注) サテライト横浜内に、オートレース場外車券売場「オートレース横浜」を併設しております。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 18 (21) 名 | 2名減 (1名増) | 56.1歳   | 21.3年       |

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額     |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行   | 227,622千円 |
| 株 式 会 社 神 奈 川 銀 行 | 63,350千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年8月26日付をもって、本社を横浜市中区桜木町一丁目1番地に移転いたしました。

## 2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,766,600株（自己株式10,542株を含む）  
(3) 株主数 1,111名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                        | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 松 尾 工 務 店                                            | 543千株 | 31.0%   |
| 京 浜 セーフティサービス株式会社                                            | 279   | 15.9    |
| 神 奈 川 県                                                      | 129   | 7.4     |
| 横 浜 市                                                        | 96    | 5.5     |
| 内 藤 征 吾                                                      | 86    | 4.9     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社（三井住友信託銀行再信託分・<br>京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口） | 81    | 4.6     |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                                              | 62    | 3.6     |
| 横 須 賀 市                                                      | 55    | 3.2     |
| 村 山 信 也                                                      | 44    | 2.6     |
| 尾 崎 高 一 郎                                                    | 18    | 1.0     |

(注) 持株比率は自己株式（10,542株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                      |
|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 尾 嘉 之 輔 | 株式会社シティーリゾート代表取締役社長               |
| 代表取締役副社長  | 倉 橋 茂     | 経理部・営業部担当                         |
| 常 務 取 締 役 | 堤 道 雄     | 総務部担当                             |
| 取 締 役     | 小 倉 俊 幸   | 京浜急行電鉄株式会社取締役副社長                  |
| 取 締 役     | 松 尾 文 明   | 株式会社松尾工務店代表取締役社長<br>和興通商株式会社代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 下 島 正 志   |                                   |
| 監 査 役     | 本 田 顯 治   |                                   |
| 監 査 役     | 福 間 晋     | 株式会社松尾工務店専務取締役                    |

- (注) 1. 取締役小倉俊幸、松尾文明の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本田顯治、福間 晋の両氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- ①社外監査役工藤昌俊氏は、2019年6月25日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
- ②社外監査役福間 晋氏は、2019年6月25日開催の第82回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
4. 堤 道雄氏は2019年6月25日付をもって、取締役総務部長から常務取締役総務部担当に就任いたしました。
5. 社外監査役本田顯治氏は、2020年4月12日をもって逝去により退任いたしました。これにともない、監査役及び社外監査役の法定人員を欠くこととなったため、会社法の規定に基づき、横浜地方裁判所に一時監査役職務代行者（仮監査役）選任の申立てを行い、2020年4月28日に同裁判所より岡留三郎氏が仮監査役として選任され就任しております。
6. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 5 名<br>(2) | 26,400千円<br>(3,600) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4<br>(3)   | 9,120<br>(3,600)    |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 9<br>(5)   | 35,520<br>(7,200)   |

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任した社外監査役1名の在任中の報酬額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額14百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小倉俊幸氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役副社長であります。なお、当社の大株主（第6位）である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有する株式（三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口）については、京浜急行電鉄株式会社が議決権を留保しております。
  - ・取締役松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役社長及び和興通商株式会社の代表取締役であります。株式会社松尾工務店は当社の筆頭株主であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係がありますが、和興通商株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役福間 晋氏は、株式会社松尾工務店の専務取締役であります。株式会社松尾工務店は当社の筆頭株主であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役小倉俊幸氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・取締役松尾文明氏は、当事業年度に開催された取締役会の50%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・監査役本田顯治氏は、当事業年度に開催された取締役会の83%、監査役会の100%に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・監査役福間 晋氏は、2019年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額   |
|--------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 9,275千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9,275千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。

取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。

複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。

監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。

使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。

必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、グループ各社の取締役及び監査役は速やかに当社へ報告するものとし、当社はリスク管理規程に基づき、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。

取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。

各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

#### ⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。

グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。

グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、監査役の職務の補助を優先し、兼務する部署の責任者等は必要な支援を行うこととする。

- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。

グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役に対し、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人に対し報告を求めることができることとする。

- ⑧ **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底することとする。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑩ **その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。

監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ・当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整備済みであり、引き続き適切な運用を行っております。
- ・2名の社外取締役が、常勤取締役の職務執行状況を監視・監督し、取締役会において活発に意見を述べております。
- ・内部者通報制度運用規程に基づく通報窓口については、社内に周知しておりますが、当事業年度において通報はありませんでした。
- ・神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、また、関係機関とも常に連携を取り合い、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。

**② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ・取締役会規程、常勤役員会規程、業務分掌規程、事務決裁規程等に基づき、適切な保存及び管理を行っております。
- ・監査役、会計監査人等からの求めに応じ、担当部署は当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供しております。

**③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・関連リスクを的確に把握するとともに、リスク発生につながる事項については社内で情報を共有し、リスク回避に努めております。
- ・グループ会社においてリスクが発生した場合には、グループ会社の取締役を兼務する当社取締役が速やかに報告する体制を整えております。
- ・当事業年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いリスク対策委員会を設置し、関連リスクの把握と適切な処置を行っております。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。
- ・取締役会規程等に基づき、当事業年度においては取締役会6回、常勤役員会21回を開催いたしました。
- ・執行役員制度を導入することにより、経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図り、効率的な職務執行を行っております。

**⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当社の取締役がグループ会社の取締役を兼務し、グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督しております。
- ・グループ会社の現状については、毎月担当執行役員が常勤役員会において報告し、また、社長が取締役会において報告するとともに、課題等について協議しております。
- ・関係部門が、常にグループ会社に対する指導・育成を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役会事務局である総務部の社員が、監査役の要請に対し速やかに、また、優先的に対応する体制を整えております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役が、取締役会や社内の重要会議に出席し報告を受けるとともに、重要書類を全て開示しております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部者通報制度運用規程の通報者保護規定を適用し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを周知しております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 必要に応じて費用の前払いを行うなど、監査役からの請求に対し、速やかに処理する体制を整えております。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会に、常勤監査役は常勤役員会他全ての重要な諸会議に出席し、また、決裁書類等の閲覧を行っております。
  - ・ 監査役は、半期毎に会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、定期的な意見交換を行っております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     | 科 目           | 金 額        |
|------------|---------|---------------|------------|
| (資産の部)     |         | (負債の部)        |            |
| 流動資産       | 159,301 | 流動負債          | 194,251    |
| 現金及び預金     | 114,620 | 短期借入金         | 41,000     |
| 売掛金        | 21,610  | 1年内返済予定の長期借入金 | 80,976     |
| その他        | 23,070  | 1年内返済予定のリース債務 | 28,885     |
| 固定資産       | 726,682 | 未払金           | 20,798     |
| (有形固定資産)   | 519,209 | 未払法人税等        | 5,732      |
| 建物         | 78,149  | 未払消費税等        | 14,574     |
| 構築物        | 2,113   | 預り金           | 1,029      |
| 土地         | 337,714 | その他           | 1,254      |
| リース資産      | 95,076  | 固定負債          | 265,760    |
| その他        | 6,155   | 長期借入金         | 168,996    |
| (無形固定資産)   | 2,937   | リース債務         | 79,343     |
| その他        | 2,937   | 退職給付引当金       | 14,640     |
| (投資その他の資産) | 204,534 | 資産除去債務        | 2,780      |
| 投資有価証券     | 30,199  | 負債合計          | 460,011    |
| 関係会社株式     | 2,250   | (純資産の部)       |            |
| 長期貸付金      | 80,000  | 株主資本          | 420,274    |
| 差入保証金      | 130,100 | 資本金           | 883,300    |
| 繰延税金資産     | 1,454   | 資本剰余金         | 399,649    |
| その他        | 340     | 資本準備金         | 399,649    |
| 貸倒引当金      | △39,810 | 利益剰余金         | △851,178   |
| 資産合計       | 885,983 | 利益準備金         | 220,825    |
|            |         | その他利益剰余金      | △1,072,003 |
|            |         | 繰越利益剰余金       | △1,072,003 |
|            |         | 自己株式          | △11,496    |
|            |         | 評価・換算差額等      | 5,697      |
|            |         | その他有価証券評価差額金  | 5,697      |
|            |         | 純資産合計         | 425,972    |
|            |         | 負債純資産合計       | 885,983    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目           | 金      | 額       |
|---------------|--------|---------|
| 売 上 高         |        | 702,723 |
| 売 上 原 価       |        | 380,480 |
| 売 上 総 利 益     |        | 322,243 |
| 販売費及び一般管理費    |        | 292,256 |
| 営 業 利 益       |        | 29,986  |
| 営 業 外 収 益     |        |         |
| 受取利息及び受取配当金   | 2,556  |         |
| 受 取 保 険 金     | 1,479  |         |
| 貸倒引当金戻入額      | 1,000  |         |
| そ の 他         | 725    | 5,761   |
| 営 業 外 費 用     |        |         |
| 支 払 利 息       | 14,387 | 14,387  |
| 経 常 利 益       |        | 21,360  |
| 特 別 利 益       |        |         |
| 投資有価証券売却益     | 1,877  | 1,877   |
| 税引前当期純利益      |        | 23,238  |
| 法人税、住民税及び事業税  | 3,076  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 11,353 | 14,430  |
| 当 期 純 利 益     |        | 8,808   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |                  |                |              |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|------------------|----------------|--------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金        |                |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金            | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                             |         |           |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                |              |         |             |
| 当 期 首 残 高                   | 883,300 | 399,649   | 399,649      | 220,825          | △1,080,812     | △859,987     | △11,177 | 411,784     |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |              |                  |                |              |         |             |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |              |                  | 8,808          | 8,808        |         | 8,808       |
| 自己株式の取得                     |         |           |              |                  |                |              | △318    | △318        |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |           |              |                  |                |              |         |             |
| 当期変動額合計                     | —       | —         | —            | —                | 8,808          | 8,808        | △318    | 8,489       |
| 当 期 末 残 高                   | 883,300 | 399,649   | 399,649      | 220,825          | △1,072,003     | △851,178     | △11,496 | 420,274     |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|------------------|----------------|---------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高                   | 9,942            | 9,942          | 421,727 |
| 当 期 変 動 額                   |                  |                |         |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                | 8,808   |
| 自己株式の取得                     |                  |                | △318    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | △4,244           | △4,244         | △4,244  |
| 当期変動額合計                     | △4,244           | △4,244         | 4,245   |
| 当 期 末 残 高                   | 5,697            | 5,697          | 425,972 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……………移動平均法による原価法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) なお、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)  
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築  
物については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内におけ  
る利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 (所有権移転外ファイナンス・リース取引)

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

##### ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退 職給付債務の額に基づき計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 重要なヘッジ会計の方法

###### i) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

###### ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

###### iii) ヘッジ方針

金利変動リスクの回避を目的として対象債務の範囲内でヘッジを行っており  
ます。

###### iv) ヘッジ有効性評価の方法

当社が行っているデリバティブ取引は、金利変動リスクの回避を目的とした  
金利スワップのみであり、全て特例処理によっております。このため有効性  
の事後評価については省略しております。

##### ② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 40,064千円  |
| 土地     | 337,714千円 |
| 投資有価証券 | 30,199千円  |
| 計      | 407,979千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 70,776千円  |
| 長期借入金         | 156,846千円 |
| 計             | 227,622千円 |

### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,179,571千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

### (3) 関係会社に対する金銭債権

長期金銭債権 80,000千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1,236千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度の増加株式数 | 当事業年度の減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式(株) | 1,766,600   | —           | —           | 1,766,600  |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度の増加株式数 | 当事業年度の減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式(株) | 9,425       | 1,117       | —           | 10,542     |

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,117株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業に対し長期貸付を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門・経理部において取引先の状況を随時確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状態を継続的に見直しております。

借入金のうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図る目的で、金利スワップ取引を実施しております。

##### iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

|                | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額    |
|----------------|----------|---------|--------|
| ① 現金及び預金       | 114,620  | 114,620 | —      |
| ② 売掛金          | 21,610   | 21,610  | —      |
| ③ 投資有価証券       | 25,199   | 25,199  | —      |
| ④ 長期貸付金        | 80,000   |         |        |
| 貸倒引当金（＊）       | △39,810  |         |        |
|                | 40,190   | 40,190  | —      |
| 資 産 計          | 201,620  | 201,620 | —      |
| ① 短期借入金        | 41,000   | 41,000  | —      |
| ② 未払金          | 20,798   | 20,798  | —      |
| ③ 預り金          | 1,029    | 1,029   | —      |
| ④ 長期借入金（1年内含む） | 249,972  | 246,195 | △3,776 |
| ⑤ リース債務（1年内含む） | 108,229  | 107,849 | △379   |
| 負 債 計          | 421,029  | 416,873 | △4,155 |
| デリバティブ取引       | —        | —       | —      |

（＊）個別に計上している引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金の時価については、当該帳簿価額によっております。なお、長期貸付金は関係会社に対するものであり、貸倒懸念債権については、先方の財務内容・事業の回収見込額を勘案し、個別に引当金を計上しております。

## 負債

### ① 短期借入金、② 未払金、③ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ④ 長期借入金

長期借入金につきましては、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

### ⑤ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分       | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非 上 場 株 式 | 5,000    |
| 差 入 保 証 金 | 130,100  |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり償還日が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、神奈川県横浜市、岩手県花巻市及び福島県南相馬市において、賃貸用の競輪の専用場外車券売場(土地を含む)を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は165,640千円(賃貸料収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末時価 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |          |
| 550,657   | △31,447  | 519,209  | 460,221  |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 繰延税金資産                |            |
| 税務上の繰越欠損金             | 872,034千円  |
| 退職給付引当金               | 4,437千円    |
| 減損損失                  | 85,395千円   |
| 貸倒引当金                 | 12,066千円   |
| その他                   | 3,065千円    |
| 繰延税金資産小計              | 976,999千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △872,034千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △101,032千円 |
| 評価性引当額小計              | △973,067千円 |
| 繰延税金資産合計              | 3,932千円    |
| 繰延税金負債                |            |
| その他有価証券評価差額金          | △2,478千円   |
| 繰延税金負債合計              | △2,478千円   |
| 繰延税金資産の純額             |            |
|                       | 1,454千円    |

8. 持分法損益等に関する注記

(単位：千円)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 関連会社に対する投資の金額      | —   |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | —   |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 983 |

(注) 関連会社の長期貸付金に対する貸倒引当金39,810千円を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記  
 関連会社等

(単位：千円)

| 属 性     | 会社等の<br>名 称   | 議決権等の<br>所有(被所<br>有) 割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容          | 取 引 金 額        | 科 目        | 期 末 残 高     |
|---------|---------------|-------------------------|------------------|----------------|----------------|------------|-------------|
| 関 連 会 社 | ㈱シティー<br>リゾート | 所有 25.0%<br>直接          | 資 金 援 助<br>役員の兼任 | 資金の返済<br>利息の受取 | 2,500<br>1,236 | 長期貸付金<br>— | 80,000<br>— |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. ㈱シティーリゾートへの貸付金に対し、39,810千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、当事業年度において、貸倒引当金戻入額1,000千円を営業外収益に計上しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 242円57銭

1株当たり当期純利益 5円01銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

花月園観光株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 森岡健二 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 千保有之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、花月園観光株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

花月園観光株式会社 監査役会

常勤監査役 下島正志 ㊟

社外監査役 福岡 晋 ㊟

社外監査役 岡留三郎 ㊟

(注) 社外監査役岡留三郎は、2020年4月12日に社外監査役本田顕治が逝去したことに伴い、監査役及び社外監査役の法定人員を欠くこととなったため、2020年4月28日横浜地方裁判所の決定により、一時監査役職務代行者(仮監査役)として選任され就任しております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役倉橋 茂、小倉俊幸の両氏は辞任されますので、経営体制の効率化のために1名減員し、小倉俊幸氏の補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 菅原伸五<br>(1970年5月5日生)<br>【新任】<br>【社外取締役】                                                                                                                          | 1993年4月 京浜急行電鉄株式会社入社<br>2012年9月 同社人事部労務厚生課長<br>2016年9月 同社生活事業創造本部統括管理部課長<br>2019年6月 同社生活事業創造本部統括管理部長<br>兼品川開発推進室部長 (現任)<br>2019年6月 京急開発株式会社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>京浜急行電鉄株式会社生活事業創造本部<br>統括管理部長兼品川開発推進室部長<br>京急開発株式会社取締役 | —              |
| 【社外取締役候補者とした理由】<br>菅原伸五氏は、京浜急行電鉄株式会社において生活事業創造本部統括管理部長兼品川開発推進室部長を、また、京急開発株式会社において取締役を現任され、豊富な経験と高い見識を有することから、業務執行を監督する社外取締役として適任と判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                            |                |

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者菅原伸五氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

菅原伸五氏は、新任の社外取締役候補者であります。

(2) 社外取締役候補者との責任限定契約

菅原伸五氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役2名は任期満了となります。

また、2020年4月12日に社外監査役本田顯治氏が逝去され、監査役に欠員が生じたため、2020年4月28日に横浜地方裁判所において、仮監査役として岡留三郎氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会で後任の監査役が選任されるまでとなっております。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                     | <p>ふく ま すずむ 晋<br/>(1961年8月9日生)</p> <p>【再任】<br/>【社外監査役】</p>      | <p>1986年4月 株式会社松尾工務店入社<br/>2006年8月 同社東京支店支店長<br/>2012年4月 同社東京支店取締役支店長<br/>2014年4月 同社常務取締役東京支店長<br/>2016年4月 同社専務取締役営業統括本部長<br/>兼東京営業本部長(現任)<br/>2019年6月 当社社外監査役(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社松尾工務店専務取締役<br/>営業統括本部長兼東京営業本部長</p>                    | —              |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】<br/>福岡 晋氏は、株式会社松尾工務店において専務取締役を現任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2019年6月から、当社社外監査役として、公正かつ中立な立場から監査を行っていただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 2                                                                                                                                                                     | <p>おか ども きぶ ろう 三郎<br/>(1950年8月18日生)</p> <p>【新任】<br/>【社外監査役】</p> | <p>1969年4月 株式会社松尾工務店入社<br/>2002年1月 同社取締役建築本部長<br/>2006年6月 当社社外監査役<br/>2008年1月 株式会社松尾工務店<br/>取締役コストセンター本部長<br/>兼資材部長<br/>2016年8月 同社品質安全管理室参与<br/>2020年4月 同社事務本部労務課参与<br/>(現任)<br/>2020年4月 当社社外仮監査役(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社松尾工務店事務本部労務課参与</p> | —              |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】<br/>岡留三郎氏は、株式会社松尾工務店において長年にわたり経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有することから、当社社外監査役として適任と判断し、あらためて社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>                                  |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者番号                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                          | まつ<br>松 尾 潤<br>(1981年1月12日生)<br>【新任】 | 2004年4月 カルソニックカンセイ株式会社<br>(現マレリ株式会社) 入社<br>2008年1月 京浜警備保障株式会社入社<br>2009年3月 京浜安全システム株式会社入社<br>2009年3月 株式会社ケイ・エス・エス入社<br>2011年7月 京浜セーフティサービス株式会<br>社代表取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>京浜セーフティサービス株式会<br>社代表取締役 | 2,700株         |
| <p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>松尾 潤氏は、京浜セーフティサービス株式会社において代表取締役を現任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有することから、当社監査役として適任と判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. 監査役候補者福間 晋氏は、株式会社松尾工務店の専務取締役営業統括本部長兼東京営業本部長を兼務しており、当社は同社との間に建築工事等の取引関係があります。
2. 監査役候補者岡留三郎氏は、株式会社松尾工務店の事務本部労務課参与を兼務しており、当社は同社との間に建築工事等の取引関係があります。
3. 監査役候補者松尾 潤氏は、当社代表取締役社長松尾嘉之輔氏の三親等以内の親族であります。
4. 当社は福間 晋、岡留三郎の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、福間 晋、岡留三郎の両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、松尾 潤氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 監査役候補者福間 晋、岡留三郎の両氏は、社外監査役候補者であります。
6. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
- ① 福間 晋氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- ② 岡留三郎氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2ヶ月となります。

以 上

## (ご参考)

### 会社の概要 (2020年3月31日現在)

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号   | 花月園観光株式会社                                                                                |
| 設立   | 1950年7月15日                                                                               |
| 資本金  | 8億8,330万円                                                                                |
| 従業員数 | 18名                                                                                      |
| 事業所  | 本社 (神奈川県横浜市)<br>サテライト石鳥谷 (岩手県花巻市)<br>サテライトかしま (福島県南相馬市)<br>サテライト横浜 (オートレース横浜を併設・神奈川県横浜市) |

### 株主メモ

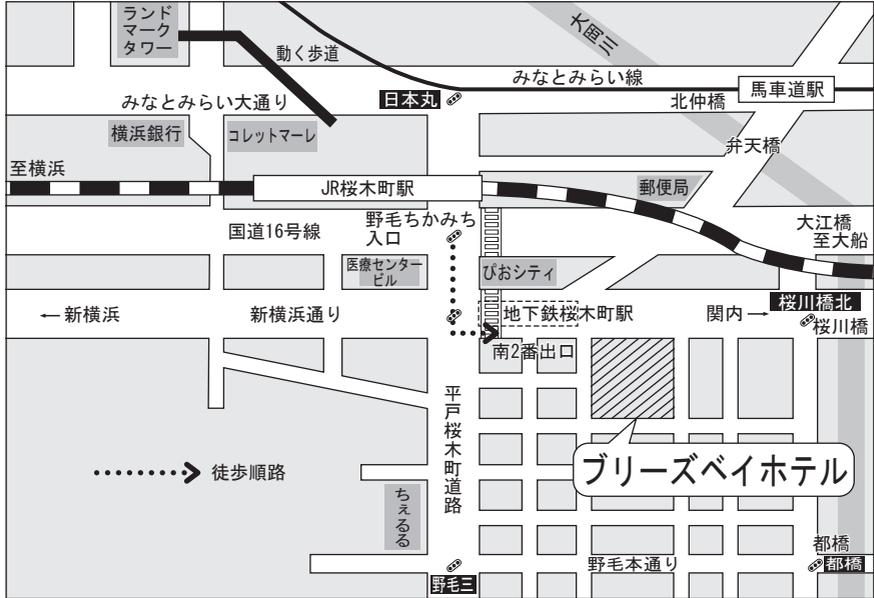
|                 |                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度            | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                                                           |
| 基準日             | 毎年3月31日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。                                                                                                                                |
| 定時株主総会          | 毎年6月開催                                                                                                                                                                      |
| 株主名簿管理人         | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                           |
| 郵便物送付先<br>及び照会先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)                                                                                                |
| 公告の方法           | 電子公告により行います。<br>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、神奈川新聞及び日本経済新聞に掲載いたします。<br>公告掲載URL ( <a href="http://www.kagetsuenkanko.co.jp">http://www.kagetsuenkanko.co.jp</a> ) |

#### 【住所変更、単元未満株式の買取等に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人である、三井住友信託銀行株式会社の上記の照会先にお問い合わせいたします。

## 株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区花咲町1-22-2  
ブリーズベイホテル リゾート&スパ 2階「カタリナ」  
電話 045(253)5555(代表)



### 交通機関

- ◎ JR 京浜東北・根岸線「桜木町」駅南改札口より徒歩3分
- ◎ 横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町」駅より徒歩3分
- ◎ みなとみらい線「馬車道」駅より徒歩7分

※ JR、地下鉄でお越しの際は、桜木町駅「野毛ちかみち連絡口 南2番出口」をご利用ください。